

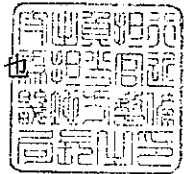
入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 2月18日

支出負擔行為担当官
近畿地方整備局長

木下 誠



1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 ファクシミリ保守作業 １式
 (電子入札対象案件)
- (2) 調達案件等の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで
- (4) 保守作業等対象機器、設置場所
FAXは、リコー製６台とする。
詳細は、別冊説明書による。
- (5) 入札方法
 - ① 本案件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
 - ② 電報及び郵便による入札は認めない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（１ヶ月あたりの保守料金）に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
保守料金には、訪問料金、部品代、技術料他保守作業に要する一切の諸経費を含むものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、CまたはD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 平成11年度以降において、ファクシミリ（3台以上）の保守の実績があることを証明した者であること。
- ④ 当該保守作業に関し、迅速（電話連絡後、現着までに要する時間：2時間以内）な体制が整備されていることを証明した者であること。
- ⑤ 証明書等の受領期限の日から開札までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑥ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- ⑦ 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒540-8586
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 契約課購買係 電話06-6942-1141（内線2536）
- (2) 入札説明書の交付場所 上記(1)に同じ
- (3) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）、及び紙入札方式による証明書等の受領期限
平成21年 2月27日 16時00分
- (5) 電子入札システムによる入札書、及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成21年 3月17日 16時00分
- (6) 開札の日時及び場所
平成21年 3月18日 15時30分
近畿地方整備局 入札室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
 - ② 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な入札書類データ（証明書等）を上記3(3)に示すURLに提出しなければならない。なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他
本業務に係る開札の日には、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成21年4月1日とする。
なお、本業務は、平成21年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該業務に係る平成21年度予算成立が4月2日以降となった場合、落札決定及び契約締結は予算成立日とする。年度開始前に予算が成立しない場合は、契約締結の日は予算成立の日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に来する暫定予算の期間分のみの契約とする。
詳細は入札説明書による。